

一般財団法人日本ウエザリングテストセンター専務理事〔常勤役員〕の募集

令和5年4月10日

一般財団法人日本ウエザリングテストセンター

1. 募集する役員のポスト及び人員

業務執行理事兼専務理事(常勤)〔以下、「専務理事」という。〕1名

2. 任期

- (1) 令和5年6月開催予定の定時評議員会により「理事」に選任され、その後に開催予定の理事会において「専務理事」に選定される。
- (2) 任期は、令和5年6月開催予定の定時評議員会において選任された日から、令和7年6月に開催見込みの定時評議員会までの「2年間」とするが、その後重任されることがある。
- (3) 当財団の常勤役員の定年に関する規程により、常勤役員の定年は、特別の事情のない限り、満65歳の誕生日に達した後における任期の満了した日〔該当する定時評議員会開催の日〕をもって退職となっている。

3. 選考の視点

求められる能力・経験等を踏まえ、専務理事として職務を遂行するに十分な適格性を有しているか総合的に判断します。

4. 選考の方法

- (1) 書類による選考
- (2) 面談による選考
- (3) 評議員会による理事への選任及び理事会による専務理事への選定

5. 応募資格

- (1) 原則として、業務執行理事としての任期満了時点で65歳未満であること。
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第65条（役員の資格等）に規定される者に該当しないこと。

6. 応募方法

- (1) 公募期間
令和5年4月10日（月）から令和5年5月9日（火）まで
- (2) 応募書類の提出締切日
令和5年5月9日（火）消印有効

7. 応募書類

次の①及び②の書類を封筒に入れ、③宛てに、簡易書留又はレターパックで郵送して下さい。

なお、封筒の表には、「公募申請書類」と必ず記載して下さい。Eメールでの応募は受け付けません。

①履歴書(市販の書式で可)

- ・最近3か月以内の身分証明様式の写真を貼付して下さい。
- ・職歴欄には、組織名、所属部課名、役職名を記入して下さい。
- ・日中連絡が付きやすい電話番号(携帯電話番号)及びEメールアドレスを記載して下さい。
- ・履歴書の欄が不足する場合、別紙(様式自由)を使用して下さい。

②自己アピール文書(A4版2枚:2000字相当以内 書式は自由 Word等アプリ使用可)

- ・応募した職務にご自身が適任であり、優れていると考えられている点
- ・職務に関連した抱負
- ・その他アピールしたい事項

③応募書類送付先

〒105-0011 東京都港区芝公園1丁目1番11号興和芝公園ビル2階
一般財団法人 日本ウエザリングテストセンター東京本部公募担当宛て

8. 問い合わせ先

一般財団法人 日本ウエザリングテストセンター東京本部 人事担当

03-3434-5528 (直通)

k.aizawa@jwtc.or.jp

9. その他

- (1) 応募書類に記載された個人情報は、本公募のみに使用し、他の目的に使用することはありません。
- (2) 選考過程での質問には、一切お答えできません。
- (3) 選考されなかった応募者には、郵送にて結果をご連絡いたします。

専務理事の職務内容について

1. 職務内容

- (1) 専務理事は、理事長〔非常勤〕を補佐し、業務全体を総括する。
- (2) 大気暴露試験業務について、国際規格〔ISO/IEC17025〕に基づく試験所登録制度〔JNLA 制度〕に基づくトップマネジメント〔ラボラトリマネジメント〕として、運営方針〔品質方針〕等の決定を行い、経営資源〔要員、設備、資金等〕を確保し、大気暴露試験業務の品質維持・向上に向けて「マネジメントシステム」の整備・維持・管理を行う。
- (3) 当財団が原案作成団体となる大気暴露試験等耐候性試験関連の日本産業規格〔JIS〕の改正等の業務〔標準化〕を行う。また、他団体が実施する耐候性に関連する JIS 原案作成委員会及び耐候性試験に係る国際規格にかかる国内対策委員会に参加する。
- (4) 一般財団法人としての定款及び各種規程類の維持・管理、年度ごとの予算編成・決算の実施、役員会及び評議員会の運営・開催事務、職員等の人事、勤怠管理、職員等の給与等の決定、その他当財団の管理・運営にかかる事務を総括する。

2. 期待される経験等

- (1) 当財団の職務全般について専務理事としての的確に遂行できる能力〔以下〕を有している。
 - ①当財団の職務の趣旨及び現状を正しく理解し、課題の発見、解決を図るために必要な素養と経験を有し積極的に取り組むことができる。
 - ②国、地方公共団体又は民間法人の組織等において、役員又は重要な管理職としてリーダーシップ及び対外折衝能力を発揮してきた実績を有している。
 - ③一般財団法人の業務及び当財団の試験業務に関連する関係法令を含めて業務上必要な知識・経験を有している。

関係法令：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び関連法令
産業標準化法及び関連政省令
 - ④当財団の試験業務は、第三者試験機関として常に独立性、中立性及び公平性の確保が不可欠であることから、当財団の専務理事として社会から誤解を招くような様態での利害関係者との接触を慎むことが出来る人格、倫理観を有している。
 - ⑤産業標準化法に基づく標準化活動、ISO/IEC の国際標準化活動に関する知見・経験を有している。

なお、当該活動にかかる海外折衝経験を有していることが望まれる。
- (2) 心身ともに健康である。
- (3) 職員との公平なコミュニケーションを確保し、職場環境の改善に常に取り組む姿勢を有している。

3. 勤務条件

- (1) 勤務形態 常勤役員

- (2) 勤務地 東京本部〔東京都港区芝公園1-1-1 興和芝公園ビル2F〕
- (3) 勤務時間 常勤役員なので勤務時間は設定されないが、通常は月曜日～金曜日 9:00～17:00
- (4) 報酬 常勤役員の報酬等に関する規程による。
参考：業績により理事長が決定し、年俸 900 万円～1200 万円の範囲で決定される。
- (5) 福利厚生 健康保険、厚生年金、健康診断〔人間ドック〕

4. 参 考

(1) 当財団の活動拠点及び職員数

- ①東京本部事務局 常勤役員 1 名，職員 5 名〔業務担当 4 名，総務担当 1 名(兼務)，経理担当 2 名(うち 1 名兼務)〕
- ②銚子暴露試験場：職員 7 名 千葉県銚子市新町 1034-1
〔大気暴露試験担当 4 名(兼務含む)，促進劣化試験担当 2 名，環境分析担当 1 名，環境計測・総務担当 1 名〕
- ③宮古島暴露試験場：職員 8 名 沖縄県宮古島市上野字宮国 1338-1
〔場長 1 名，大気暴露試験担当 6 名，環境計測・総務担当 1 名〕

(2) 職員を配置していない活動拠点

- ①宮古島海岸暴露場 沖縄県宮古島市字宮国 439-2
- ②旭川暴露試験場 北海道旭川市江丹別町芳野 167-1